

判決年月日	平成24年11月29日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成23年（行ケ）10425号		
<p>○審決の周知技術の認定に誤りがあったとした事例。</p> <p>○「複数のメニューを3次的に表示」する引用発明に「2次的なユーザインタフェース」に係る先行技術を適用する動機づけはなく、阻害要因があったとした事例。</p>			

（関連条文）特許法 29 条 2 項

審決は、本願補正発明は、引用発明及び「複数の図形を含む仮想的な環の一部をスクリーンを含む平面内で回転させるように表示する」との周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 29 条 2 項の規定により特許出願の際独立して特許を受けることができないものであり、本件補正は却下すべきものであるとした上、補正前の本願発明は、同様の理由により特許を受けることができないとした。

本判決は、①審決が引用した証拠からは、上記技術事項が周知技術であると認定することはできない、②仮に、上記技術事項が先行技術と認められるとしても、引用発明は「2次的なユーザインタフェースには、表現力に限界がある」という認識に基づき「複数のメニューを3次的に表示」するものであるから、引用発明に先行技術を適用する動機づけはなく、「2次的なユーザインタフェース」に係る上記技術事項を適用するに当たって阻害要因がある、として審決を取り消した。